

## 質問書に対する回答

伊勢崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託プロポーザル実施要領に基づき、提出のありました質問事項について、下記のとおり回答いたします。

## 記

番号	質問事項	回答
1	<p>・設計共同企業体（JV）での参加は可能でしょうか。</p> <p>・JVでの参加が可能な場合、プロポーザル実施要領3.参加資格要件（6）の履行実績については、構成企業のうち1社でも履行実績を有していれば問題ございませんでしょうか。</p> <p>それとも、全ての構成企業が履行実績を有する必要があるのでしょうか。</p>	<p>本案件は、策定する計画の一体性を確保する観点から、業務を細分化することなく単体企業での効率的な実施を図る必要があるため、実施要領には設計共同企業体（JV）での参加を容認する規定を設けておりません。よって、設計共同企業体（JV）での参加は認めておりません。</p>
2	<p>実施要領「8. 企画提案書等の提出」に記載の企画提案書（様式8）について、作成枚数の上限があればご教示ください。</p>	<p>作成枚数の上限は設けていません。</p>
3	<p>特記仕様書「第4章 業務内容（共通 資料等の作成・とりまとめ）」内のパブリックコメントの実施支援について、都市計画マスタープランと立地適正化計画の実施時期は同時期を想定しているのか、別時期を想定しているのかどちらでしょうか。</p>	<p>現時点では、同時期を想定しています。</p>
4	<p>都市計画審議会の各年度の想定回数をご教示ください。</p>	<p>各年度1回を想定しています。</p>
5	<p>[プロポーザル実施要領] 「7.参加に係る書類の提出」⑥業務体制全体図について、担当者4名以外の人員の配置を記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>記載して構いません。</p>

6	<p>[プロポーザル実施要領] 「8. 企画提案書等の提出」①企画提案書について、頁数の制限はありますか。</p>	<p>回答No. 2のとおりです。</p>
7	<p>[プロポーザル実施要領] プレゼンテーションの際に、企画提案書をプレゼンテーション用に加工して作成したデータの提示は認められるでしょうか。</p>	<p>企画提案書以外の資料の配布は認めませんが、企画提案書をプレゼンテーション用に加工し、スクリーン等に映すことは可能です。</p>
8	<p>[特記仕様書] 第32条の都市計画審議会について、開催回数の想定を御教授下さい。</p>	<p>回答No. 4のとおりです。</p>
9	<p>[特記仕様書] 第36条の成果品について、「都市計画マスタープラン及び立地適正化計画 計画書」として部数が両計画まとめて記載されていますが、合冊して印刷するというのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>